

令和7年度会計分を対象とした定期監査等の結果について、下記のとおり取りまとめたのでお知らせします。

(1) 定期監査

地方自治法第199条第4項、野洲市監査委員条例第2条の規定に基づき、次のとおり監査を行った。(令和7年度会計分)

①監査の方法

課の分掌事務にかかる提出資料、関係書類に基づき監査を執行。

②監査の場所

監査委員控室

③実施日・対象所属課

実施年月日	部・局	所属
令和7年 9月 24日	健康福祉部 政策調整部	地域医療政策課・市立野洲病院 やす未来創造課
9月 26日	政策調整部 教育委員会	財政課、総合調整課、広報秘書課 学務課・教育研究所
10月 28日	上下水道事業所 環境経済部	上下水道課 農林水産課・農業委員会事務局
10月 29日	都市建設部	都市政策課、建築住宅課、道路河川課・MIZBEステーション 整備室、土木管理課・国県事業推進室、
11月 21日	健康福祉部	こども課・子育て支援センター、子育て家庭支援課・家庭 児童相談室
11月 26日	健康福祉部	市民生活相談課、社会福祉課、保険年金課、介護保険課、 高齢福祉課・地域包括支援センター
12月 23日	健康福祉部	障がい福祉課・地域生活支援室、健康推進課
12月 25日	健康福祉部 教育委員会	三上こども園 北野幼稚園、三上小学校、野洲北中学校
令和8年 1月 26日	健康福祉部 教育委員会	発達支援センター ふれあい教育相談センター、学校給食センター
1月 27日	教育委員会 議会事務局	野洲図書館、歴史民俗博物館 議会事務局
2月 25日	会計課 市民部	会計課 市民課、自治防災課・市民協働室
3月 24日	総務部 監査委員事務局	デジタル活用推進課、人権施策推進課・市民交流センター 監査委員事務局
4月 27日	教育委員会	生涯学習課、文化財保護課
4月 28日	市民部	文化スポーツ振興課・野洲市文化ホール、総合体育館・中 主B&G海洋センター
5月 26日	環境経済部	地域経済振興課・企業連携戦略室、環境課、野洲クリーン センター・蓮池の里処分場、
6月 22日	総務部	総務課、人事課、税務納税課

④定期監査の結果等

監査の結果は次のとおりである。

[政策調整部]

【総合調整課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【財政課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【広報秘書課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【やす未来創造課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

[総務部]

【総務課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【人事課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【税務納税課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【人権施策推進課・市民交流センター】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【デジタル活用推進課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

[市民部]

【市民課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【自治防災課・市民協働室】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【文化スポーツ振興課・野洲市文化ホール】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【総合体育館・中主B & G海洋センター】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

[健康福祉部]

【社会福祉課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【市民生活相談課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【障がい福祉課・地域生活支援室】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【発達支援センター】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【こども課・子育て支援センター】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【子育て家庭支援課・家庭児童相談室】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【保険年金課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【介護保険課、高齢福祉課・地域包括支援センター】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【健康推進課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【地域医療政策課・市立野洲病院】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【三上こども園】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【都市建設部】

【都市政策課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【建築住宅課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【道路河川課・MIZBE ステーション整備室】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【土木管理課・国県事業推進室】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【環境経済部】

【環境課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【野洲クリーンセンター・蓮池の里処分場】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【農林水産課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【農業委員会事務局】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【地域経済振興課・企業連携戦略室】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【上下水道事業所】

【上下水道課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

[教育委員会]

【学務課・教育研究所】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【ふれあい教育相談センター】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【学校給食センター】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【生涯学習課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【野洲図書館】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【文化財保護課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【歴史民俗博物館】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【北野幼稚園】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【三上小学校】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【野洲北中学校】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

[議会事務局]

【議会事務局】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

[会計課]

【会計課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

[監査委員事務局]

【監査委員事務局】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

(2) 財政援助団体監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施した。

- 1 実施日 令和 8 年 1 月 15 日 (木)
- 2 実施場所 一般社団法人やす地域共生社会推進協会 (野洲市北 732 番地)

- 3 監査の対象 対象団体 一般社団法人やす地域共生社会推進協会
所管部課 健康福祉部高齢福祉課

4 監査対象事項

令和5年度及び令和6年度野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金並びに令和6年度野洲市通所型サービス B 開設のための空き家活用モデル支援事業補助金及び野洲市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金に係る事業の執行状況等(経理等の事務処理)について

5 監査方法

一般社団法人やす地域共生社会推進協会及び健康福祉部高齢福祉課より令和5年度及び令和6年度における財務関係書類を求め、健康福祉部政策監、高齢福祉課長、担当者同席で監査を行った。

- ① 事務審査日時 令和7年12月1日(月) 午後2時00分から
② 監査委員による監査日時 令和8年1月15日(木) 午後2時05分から
午後3時17分まで

③監査主眼

- ・補助金の交付目的及び対象事業の内容が明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・団体の事業計画書、予算書及び決算諸表が適切に作成されているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- ・会計経理、財産管理、記帳は適切か。

6 監査対象団体の概要

- ① 設立年月日
平成31年2月25日
- ② 所在地
野洲市北732番地
- ③ 役員
令和8年1月15日現在
理事長1名、副理事長2名、理事2名、監事1名
- ④ 活動目的

滋賀県野洲市の地域共生社会実現に向けた活動を目的とするとともに、その目的に資するための事業、1. 高齢者、子ども、社会的弱者、動物等の見守り体制の構築 2. 見守る側のサポート体制の構築 3. まちの事業者の経済活性化をサポートする業務 4. 地域共生社会の推進に関する業務 5. 福祉有償運送事業 6. 上記各号に附帯関連する一切の業務を行う。

7 監査結果

【一般社団法人やす地域共生社会推進協会】

事業は公益性があり、事業計画及び補助金交付条件に従って実施され、公益事業として一定の効果が表れている。また、事務処理については、概ね適正に実施されていると認められた。

【高齢福祉課】

監査の対象となった財政援助団体等に係る出納その他市の当該団体に対する財政的援助等に係る事務の執行は、概ね当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。